

**北海道新型コロナウイルス感染症対策本部
第8回本部会議 記録**

日 時／令和2年4月24日（金）

16：08～16：47

場 所／本庁舎3階 テレビ会議室

【副本部長（中野副知事）】

それではただいまから、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第8回本部会議を開催いたします。

まず状況報告を保健福祉部長からお願いいたします。

【三瓶保健福祉部長】

新型コロナウイルス感染症に関し発生状況などについて報告をいたします。

まず資料1をご覧ください。まず初めに、1の（1）道内の発生状況および検査の状況についてございますが、まず26ページからの太枠で囲んでおります箇所が前回の本部会議以降の新たな事例になります。道内におきましては4月21日以降、昨日4月23日の18時現在までに新たに97例の新型コロナウイルス感染症が確認され、これまでの累計で580例が発生している状況となっております。また、検査および患者の状況につきましては、30ページの欄外になりますが、札幌市等の検査分を含めまして、昨日4月23日時点で5112名の検査を実施してございます。陽性累計は540名、このうち陰性確認済みの方は203名、残念ながらお亡くなりになられた方が25名で、現在の患者数は312名となっております。

続きまして、資料の1ページ目に戻っていただきまして、1の（2）国内の発生状況をご覧ください。下線を引いている部分が更新いたしました箇所でございます。4月23日12時までに確認されている患者は7315名で、この他に778名の無症状病原体保有者、3826名の方が症状の有無確認中となっております。

続いて同じく1ページの2の国などの対応につきましては、3ページの4（47）にありますとおり、4月22日専門家会議の見解が示されまして、「人との接触を8割減らす、10のポイント」などにつきまして、提言されたところでございます。詳細につきましては後ほどご説明をいたします。

次に、同じく3ページの3の道の対応についてでございますが、主なものをご説明いたしますと、5ページ目の（36）になりますが、4月21日に休業要請に関する相談窓口といたしまして、休業要請相談専用ダイヤルを開設いたしました。開設当日の相談件数は約1200件いただいております。主に休業要請および支援金の対象となるかどうか、支援金の内容などについて相談をいただいております。今後、道議会での議決後速やかに支援金の申請受け付けを行えるよう取り組んでまいります。

続きまして、資料2をご覧ください。4月22日の専門家会議の状況分析、提言につきましてご説明を申し上げます。まず、1ページ目の2、現状と課題ですが、国内の状況といたしまして、1日の新規感染者数は455人に上りまして、2ページ目のとおり、特に

特定警戒都道府県での増加が全体の7割強を占めてございます。それ以外の34県でも感染者が増加しておりまして、その理由としては、東京都を含む都市部との間での人の移動に伴った集団感染が発生している状況にございます。3ページ目ですが、人との接触機会の8割の削減が達成できた場合につきましては、1カ月後には感染者数が限定的となることが見込まれていることが記載されてございます。5ページ目になりますが、接触の削減やテレワーク等を巡る問題や、6ページ目の医療福祉従事者等に対する偏見と差別、これらにより医療崩壊や物流の停止などの大きな問題につながりかねないとの指摘もございません。

次に3の医療等をめぐる現状と課題として、6ページ目から8ページ目までにかけてありますとおり、医療提供体制やPCR等検査、サーベイランス、治療薬等の開発など5項目を挙げております。さらに4の保健所業務水際対策などの現状と課題といたしまして、8ページ目から10ページ目までにかけてまして、保健所等の現状、水際対策、ICTの活用に係る現状と課題、地域の感染者数の将来予測などに有用な倍化時間について記載がしてございます。

最後にⅢ、提言につきましては、10ページ目から20ページ目にかけて記載があります。内容といたしましては、クラスターの早期発見、早期対応などこれまでの3本柱に加えまして、緊急事態宣言下で8割の接触機会の低減、都道府県知事などによるさらなるリーダーシップ、対策のフェーズが変わる中での今後の対策のあり方について、3点提言されてございます。このうち14ページ目の一つ目の○にあります、8割の接触機会の低減の具体策といたしまして、参考資料1の「人との接触を8割減らす、10のポイント」、これを活用した周知広報に努めるべきとしてございます。なお、参考資料には感染症患者が大幅に増えた際の相談受診の考え方について示されてございます。

また、資料はございませんが、現在道内全体で400床程度、うち特に患者の多い札幌圏域では、うち175床を確保するとともに、4月20日からは「東横イン札幌すすきの南」にご協力をいただきまして、120名程度の規模で宿泊療養を開始したところであり、本日現在31名が入所しておりまして、これまで6名が退所しているところでございます。札幌圏域をはじめ患者増加の地域では医療機関の間で受け入れ体制、役割分担につきまして、継続的に協議をいただきながら、順次、受け入れ病床の拡大を進めてございまして、今後も医療機関の皆様のご協力をいただくとともに、宿泊療養の拡大に向けた検討準備を進めるなどして、必要な医療提供体制を確保してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、今般取りまとめをいたしました北海道における新型コロナウイルス対策の展開方向とそれを踏まえた緊急対策の第2弾につきまして、総合政策部長から説明をお願いいたします。

【倉本総合政策部長】

お手元の資料3をご覧くださいと思います。ご承知のとおり、道では2月28日に独自に緊急事態宣言を発出いたしまして、一定の患者の増加を抑えるということになりま

したが、その後、第2波とも言える感染拡大が進む中、国において4月16日、全国を対象に緊急事態宣言が発出されたところでございます。この後の戦いは長期戦になることも覚悟しなければならないと考えておりますが、本道では他地域に先駆けて取り組んできたこれまでの経験を踏まえまして、しっかりと立ち回っていくことが必要だと。こうした観点から、終息後のV字回復を見据えたところまでの対策の全体像を今般取りまとめさせていただきます。時間の関係上、最終ページで展開のイメージがA4の横についておりますのでご覧いただきたいと思っております。

ご承知のとおり、先般の国の緊急経済対策においては、一番上段にございますけれども大きく緊急支援フェーズとV字回復フェーズと、二つのフェーズを元に対策が構築をされております。

しかしながら先ほど申し上げましたように、長期戦になることも覚悟しなければならないこと、また、そうした中で感染拡大防止に徹底的に取り組むと同時に、社会経済活動を両立させていくことが必要であり、それが次のV字回復の土台となることから、道では緊急対応期、それから感染拡大防止・社会経済活動の両立期、さらにはその後のV字回復期という三つのステージで対策を講じてまいりたいと考えております。その下段に、対策の主な分野でございますが、まず共通のものとしまして、道民そして事業者の方々の、まずは行動変容、これをしっかりと促しながら維持していく。この取り組みを道民運動として展開していくことが、あらゆる政策のベースになるものと考えております。

保健医療福祉分野におきましては、常に事態の先を見据えた相談、検査、医療提供体制、福祉サービス体制を継続的に課すという取り組みを一貫して続けていく必要があると考えております。こうした取り組みが、次の道民健康作り運動や様々な健康危機に迅速に対応できる体制の整備に繋がっていくものと考えております。

また、経済雇用対策におきましては事業の継続、そして雇用の維持に対する集中支援。また新卒者、離職者へのきめ細かい就業支援を国の対策とも連携しながら切れ目のない支援を実施していくとともに、経済、社会経済活動と両立に向けましては、地域や事業者が率先して取り組む感染防止対策、また、一定の地域での単位での商機循環を高める取り組みを感染状況に応じながら、段々と逐次そのエリアを広げていく取り組みを進めていく必要がある。

また、ICT等を活用した感染防止対策と経済活動の両立促進に取り組んでまいりたいと考えております。こうしたことを土台として、終息を見据えながら国の政策と連携をいたしまして、オール北海道による需要拡大集中キャンペーンに繋げていきたいと考えております。

また、より強靱な経済システムの構築、コロナの経験を踏まえまして、今まで以上に良い強靱な経済政策の構築に向けた取り組みを進めていく必要があると思っております。また一番下のところの教育生活の部分でございますが、まずは学校における感染リスク対策低減の取り組みを促進するとともに、現在学校が休業しておりますけれどもこれに伴って、影響を受ける様々な方々へのセーフティネットの確保、さらには学校や地域におけるICT、IoTの利活用促進に繋げてまいりたいと考えております。

こうしたことを踏まえまして、資料4をご覧いただきたいと思っておりますが、今申し上げた展開方向を踏まえつつ、国の緊急経済対策と密接な連携を図りながら、徹底した感染拡大

防止に取り組むとともに、甚大な影響を受けている社会経済活動の維持、継続を図るため、3月に措置をいたしました緊急対策第1弾に加えまして、このほど第2弾として以下の取り組みを進めていくよう取りまとめをしたところでございます。

今回補正予算としましては、784億円、貸付金の融資枠も加えた対策規模としては3316億円の緊急対策を取りまとめたところでございます。主な柱といたしましては、感染拡大の防止と医療提供体制のさらなる強化ということで、北海道ソーシャルディスタンスの展開などをベースとした道民の行動変容の促進、また軽症者が利用する宿泊療養の体制の整備、あるいは長時間の勤務によって帰宅が困難となっている医療従事者の方々の支援する取り組みなど、事態の先を見据えて、相談、検査、医療提供体制の確保を図っていくということでございます。また、介護施設、障害施設、児童福祉施設などにおける感染防止対策を徹底する取り組みを講じてまいりたいと考えています。

2枚目でございます。経済活動の維持であります、まず3千億円の融資枠によります新たな融資制度、5年間据え置き3年間の実質無利子化および保証料の全額補助の実施をまいります。また、道の休業要請に協力いただき、感染リスクを低減する取り組みを行う事業者に対する支援といたしまして、法人30万円、個人事業者20万、19時以降の酒類の提供を自粛していただいた飲食店20万円の支援金を講じてまいりたい。また、商店街が地域ぐるみで実施する感染防止対策や域内消費を促す取り組み、あるいは牛肉、水産物といった需要喚起など、一定の地域単位での消費循環を高める取り組みの促進を講じてまいりたいと考えております。また、企業の就職セミナーや合同企業説明会をウェブ上で配信する取り組みなどを進めていくこととしております。

3ページ目でございます。学校・社会生活の維持と安全・安心の確保であります、道立学校、幼稚園、保育所等におけるマスクなどの衛生用品の購入、また特別支援学校のスクールバスの増便などのリスク対策を、感染リスクの低減の取り組みを進めることとしております。また、児童クラブなどの追加対応に要する経費の助成や生活福祉資金の拡充など、セーフティネットの確保を図ってまいります。また、パソコンやオンライン学習など、児童生徒用の学習環境の整備を進めてまいるということでございます。

今後とも感染拡大の防止に全力で取り組むとともに、V字回復に向けた道筋を確かなものとするため、引き続き切れ目のない対策を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

それでは続きまして、各部から報告をお願いいたします。まず総務部長からお願いいたします。

【平野総務部長】

総務部からですが、資料は用意しておりませんが、職員の出勤抑制の徹底についてでございます。この内容については、4月21日付けで各部長、振興局長に対し、職員の出勤抑制について通知したところでありますが、新型コロナウイルス感染症対策業務への対応を考慮しつつ、各所属においては、原則としてテレワーク勤務などの在宅勤務や休暇取得により、職員の5割を目標に出勤抑制の徹底をお願いいたします。

また、可能な所属にあつては、5割以上の取り組みを積極的に行うこと、また特にゴールデンウィーク期間中にあつては、休暇取得を奨励し、連続する休暇の積極的な取得によって出勤を抑制してください。そして、各部長、振興局長自らが実施状況を確認するよう、あらためてお願いいたします。

以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、経済部長からお願いをいたします。

【山岡経済部長】

資料5、PR用のチラシで、道の休業要請等にご協力いただきました事業者への支援策について説明いたします。資料の上段に記載しておりますが、支給金の支給は、休業等の要請にご協力をいただくこと、席の間隔を空けるなど感染リスクを低減する自主的な取り組みを行うこと、この二つが条件です。ご協力をお願いする期間、内容を支援額については、中段以降に記載しておりますが、遅くとも明日25日から5月6日までの期間中に全てで休業を行っていただき、施設を休業していただいた法人には30万円、個人事業主には20万円、酒類を提供する飲食店において、提供時間を19時までに短縮していただいた場合には、個人、法人を問わず10万円を支給するものです。

また、裏面ですが、③に記載しておりますが、感染リスクを低減する自主的な取り組みを継続的に行うことを支援の条件に盛り込んでおります。臨時議会での議決も速やかにスタートしたいと考えており、22日の朝から本チラシを道のホームページで公表するとともに、市町村、地域の商工会議所、商工会などの経済団体、各種業種別団体などを通じて事業者にも周知するとともに、本日、土屋副知事や私も主要な経済団体の代表などを訪問し、周知、制度への理解などについて協力をお願いしたところです。

また、食クラスターの連携協議体などの道のメルマガでの配信や、2枚目の資料になりますが、本日の新聞広告で掲載いたしまして、周知に努めているところです。

また、札幌市をはじめ、道内の市町村には、道の支援金に上乗せする制度を検討し、連絡をいただくところが多数出ており、それらに対応しながら、事業者の皆さま方にとって負担が軽減され、かつ迅速な手続きとなる手法について現在検討中です。道議会の議決の後、速やかに申請受け付けを始める予定です。

以上です。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして、教育部長からお願いをいたします。

【志田教育部長】

資料6をご覧ください。私のほうから、学校の全道一斉臨時休業の実施状況についてご報告をいたします。

まず、要請の休業期間は4月20日月曜日から5月6日水曜日まで。対象校は、公立学校のほうは小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の1

859校です。4月20日から臨時休業を実施した学校数は1314校ありますが、それ以前の4月17日以前から臨時休業を実施した学校が434校、20日は分散登校を実施して、4月21日から臨時休業を実施した学校数が111校で、4月21日現在では、全ての1859校が休業しております。私立学校については、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等課程を設置する専修学校、計86校ございますが、これについては4月21日現在、全ての学校が休業中であります。

臨時休業期間中の登校日の設定についてであります。臨時休業期間中でありましても、児童生徒の健康状態や学習状況の把握等を目的とした登校日を設定することは可とさせていただきます。その場合であっても、必要最小限にとどめて、分散登校ですとか時差通学などの感染防止策を図ることとさせていただきます。期間としては、連休前の4月27日から5月1日までの中で1回というようなことを通知してありまして、ただその登校日を設定するかどうかの判断は、小中学校であれば市町村教育委員会、道立学校であれば各学校に、その実態に応じて設定するかしないかを決めてもらうということにしております。その中で、感染の状況を踏まえて、この休業期間中に登校日を設定しないということを決めたところが、179市町村中、札幌市も含めまして68市町村、195の道立、ここに学校とありますが道立高校です。道立高校中152校、66の道立支援学校中57校が登校日を設定しないということをすでに検討しております。これは昨日23日正午時点の取りまとめでございますので、さらに増えている可能性もございます。ちなみに、登校日を実施していない市町村、道立学校につきましては、登校日は設定しませんが、電話等を通じ、児童生徒の心身の健康状態、学習状況等を把握することとしております。私立学校については、今ちょっと集計中ということで聞いてございます。

それから、臨時休業期間中の学習支援等でございます。まずは各学校への指導として、各学校においてそれぞれの学校の指導計画を踏まえた家庭学習を課すことや、子どもたちの健康状態を把握するよう指導しております。また、道教委独自といたしまして、子どもや保護者向けサイトの開設をいたしまして、それぞれここにありますような、それぞれの小中学生、高校生向けといった対象別にサイト開設して、それを紹介してございます。

また、特別な支援を要する子ども向けということで、これはほっかいどう応援企業でありますソフトバンクさんの協力をいただきまして、ICTを活用した遠隔学習の支援などをしてございます。

また、子ども向け学習映像の放送ということなのですが、これは道内民放5社と連携した学習支援の内容とする「ほっかいどう子ども応援テレビ」という番組を制作いたしまして、各々放送時間帯ですとか、時間数は異なりますけれども、これを放映して、ネット環境のない子どもたちにも、こういったテレビを通じて勉強していただきたいということにしております。

併せまして、これは子どもたち、いろいろと休みが長くなって不安になっている子どもたち、それから感染予防にどうやって取り組むかといったようなことなども含めまして、知事からのメッセージも放送させていただく予定です。こういった子ども向けに限定した知事メッセージというのは、全国的にもまれかなと思っております。

その他にも、心のケアとして、24時間無料相談できる子ども相談支援センターですとか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの周知も行ってございます。

また、教員等の感染防止対策ということで、同色にもしてございますけれども、在宅勤務等を活用して密を避ける対策を取るよう指導しているところでございます。

私のほうからは以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

続きまして警察本部長からお願いをいたします。

【山岸警察本部長】

資料はございません。現在道内では、保健所職員を名乗る男から、自宅にマスクとPCR検査キットを郵送するので、家族構成を教えてもらいたいといった内容の不審電話が数件認められております。今後、いわゆる特別定額給付金の給付を装った特殊詐欺等の発生や休業中又は営業時間を短縮している店舗等を狙った窃盗事件の発生が懸念をされるところであります。道警察では、ほくとかん防犯メールやツイッターなどにより注意喚起の情報発信等を行っております。道民の皆さまに対しましては、不審電話やメールを受けた場合は、一旦電話を切ってご家族や警察に相談していただくとともに、店舗管理者の皆さまには、店舗内に警報装置等の防犯機器を設置するなど、被害防止に努めていただきたい旨をお願いしております。

また現在、臨時休業中の飲食店や商店等の店舗事業所のほか、一斉休校により、児童が留守番をしている家庭が増加をしておりますので、これらをターゲットにした犯罪の発生が予想される地域を重点に、徒歩、またはパトカー等による警戒、警らの強化を行い、道民の皆さまの不信感の解消に努めているところであります。また、道警察では、道からの協力要請を受け、信号機等に設置をしております道内約300基の交通情報板を活用し、道民の皆さまに対し、感染防止や不要不急の外出自粛の周知を行っております。以上でございます。

【副本部長（中野副知事）】

そのほか各部などからご発言はありますでしょうか。よろしいですか。

それでは今後の対応などにつきまして本部長から、本部長からお願いをいたします。

【本部長（知事）】

これまで新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための本道におけます緊急事態措置について、道民の皆さまや事業者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、取り組んできたところでございますが、22日に取りまとめられました国の専門家会議による状況分析提言において、外出自粛要請の中、公園やスーパーなどにおいて、週末に多くの人が集まっている場での感染対策の必要性が課題となっているなどの指摘がなされたところであります。本日は、これを受け、20日に取りまとめました道としての緊急事態措置を改定し、道民および事業者に対して、さらなる協力の要請を行うことといたしましたのでその概要についてお話をさせていただきます。

お手元の資料7をご覧ください。資料の1枚目の下段にありますとおり、これまでの対応に加えまして、新たにスーパーマーケット等や公園等における感染拡大防止に関する要

請や協力依頼を追加したところでございます。この要請等の期間につきましては、これまで行っている措置と同様に5月6日水曜日までとさせていただきます。具体的な取り組み例について申し上げたいと思います。例えば、スーパーマーケット等や商店街でのお買物についてでございますけれども、道民の皆さまには毎日の買い物を3日に1回程度に変える。買い物に出掛ける人数を必要最小限に絞るなどでございます。事業者の皆さまにはスーパーマーケット等においては、高齢者や障害者、ヘルプマーク着用者の妊婦など専用の買い物時間の設定、買い物かごの数の制限による入店抑制、特売広告やポイントアップの中止などです。商店街においては、横断幕やチラシを作成して、商店街に来る方々の3密防止の注意喚起を呼び掛ける。こちらも特大広告やポイントアップの中心といった取り組みをお願いしたいと思います。

また、次でございますが公園等の利用に関してでございますが、道民の皆さまには、少人数で、混雑時を避けること。人と人との距離を適切にとるなどをお願いいたします。管理者の皆さまには使い方の工夫や感染対策について利用される方への協力を呼び掛けるでございます。具体的には公園は空いた時間、場所を選ぶことや施設の利用状況によっては、利用制限を行うこともあり得る旨、周知を行うといった取り組みをお願いしたいと思います。

次に、各自治体の皆さままでございますけれども、接触機会8割減に向けましてご理解とご協力を引き続きよろしくお願いいたします。その中で、不特定多数の人が利用する公共施設の休業につきましては、すでにご協力をいただいているところでございますが、社会経済活動をするため休業できないもの。例年だと多くの方が訪れる道の駅などにおいて、ゴールデンウィーク中は特に人が集中する恐れがあることから、3つの密、密閉、密集、密接を防ぐ対策、北海道ソーシャルディスタンスの取り組み、社会的距離を取ろうという取り組みを進めていただくよう改めてお願いをいたします。国の専門家会議の提言におきまして、不要不急の旅行、観光による感染拡大を防ぐことが必要であるとの指摘がございます。こういった中におきまして、道民の皆さまにおかれましては、感染拡大の防止の観点から、都府県への往来こちらもちろんのことでございますが、道内における他地域への移動についても控えるよう強くお願いをいたします。この間地域における新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ確かな推進に際しまして、大変、厳しい現下の諸情勢の中、各保健所設置市や道立の保健所長の皆さまはもとより、保健所職員の皆さまや、業務応援の皆さまにおかれましては、この感染症の危機から、道民の皆さまの命と健康を守るために、日夜、多大なるご尽力をいただいていることに、心から感謝を申し上げます。

陽性患者の重症化リスクの低減が求められる中で、他県においては、軽症患者が自宅待機・健康観察中に重症化し、亡くなるといった不幸な事案が生ずるなどしているところでございます。昨日、厚生労働省より、「家庭内での感染事例が発生していることや、症状が急変した際の適時適切な対応が必要であることから、宿泊療養を基本として対応すべき」との通知があったところでございます。保健所におかれましては、引き続き、こうした面に配慮いただき、必要な措置が適切に講じられるよう、お願いをいたします。

自衛隊におかれましては、4月20日から札幌市内に開設をいたしました宿泊療養施設の運営に関しまして、道からの派遣の要請を受けていただき、道や札幌市の職員に対

する指導助言などのご協力をいただいたところでございます。この災害派遣は、本日をもって終了ということでございますが、この他にも患者の搬送などにもご協力をいただいております。自衛隊に対し、心から感謝を申し上げたいと思います。

また、海上保安庁においては、先日、新型コロナウイルス感染の疑いのある患者さんについて、緊急治療を行うため、離島からの搬送にご協力をいただいたところでございます。この患者さんのPCR検査の結果につきましては陰性でありましたが、道民の皆さまの生命を守るため、職員の方々の感染リスクもある中、患者さんの搬送にご英断をいただきました海上保安庁に対し、心から感謝を申し上げます。

緊急事態宣言が出ている中におきまして、学校については、5月6日までの全道臨時一斉休業を行っているところでございますが、現下の感染状況を踏まえ、来週中にゴールデンウィーク後の方向性が示されるよう、教育委員会において検討を進めていただきたいと思います。

展開方向に基づいて「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策【第2弾】」を、取りまとめたところでございます。この緊急対策に必要となる補正予算については、28日火曜日の第1回臨時道議会に提案をし、ご審議いただくこととなっております。

この難局を乗り越えるべく、全道が一丸となって総力を結集し、対応していきたいと考えておりますので、各部局・振興局におかれてましても、迅速に対策を実行するよう、引き続きスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、新型コロナウイルスとの戦いでございますが、長期間となることも覚悟しなければならぬ状況にあり、V字回復までの過渡期であることを踏まえ、今後も事態の推移に即した切れ目のない対策を講じていく必要がございます。

各部局等においては、この展開方向に基づいて、国の支援内容も踏まえ、引き続き検討を行っていただきたいと思います。

事業者に対する休業要請を行ったところでございますが、改めて、お話をさせていただきたいと思います。まず、休業要請について、多くの皆さまに多大なるご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

対象施設の管理者の皆さまに必要な準備を整えていただき、明日4月25日土曜日から休業のご協力をお願いしているところでございます。この期間における休業へのご協力は、自主的な感染症対策に取り組んでいただける事業者の皆さまに対する支援金の前提にもなっているものであります。事業者の皆さまには、休業要請の趣旨をご理解いただき、対象となる全ての事業所において、ご協力をお願いいたします。対象となる全ての事業所において、ご協力をお願いいたします。

事業者の皆さまをはじめ、利用する道民の皆さまに大変なご苦勞をおかけするわけでございますが、各部、各振興局、各市町村の皆さまには、多くの施設が休業する期間中、危機意識をもって、対応していただくようお願いいたします。

最後になりますが、正念場が続くわけでございますが、道民の皆さまや事業者の皆さま方のご理解とご協力をいただきながら、引き続き、全道一丸となって、この危機克服に向けて粘り強く取り組んでいただくようお願いいたします。

私からは以上です。

【副本部長（中野副知事）】

はい、それでは以上をもちまして、第8回本部会議を終了いたします。